

生援第366号

裁 決 書

審査請求人

[市] []

[]

処分庁

[市福祉事務所長]

令和2年■月■日付けで■■■（以下「請求人」という。）から提起された審査請求（令和2年度（審）第94号）について、次のとおり裁決する。

1 主 文

■市福祉事務所長が請求人に対して行った、令和2年7月10日付け保護変更申請却下処分を取り消す。

2 事案の概要

審理員意見書別紙1「2 事案の概要」に記載のとおり。

3 審理関係人の主張の要旨

審理員意見書別紙1「3 審理関係人の主張の要旨」に記載のとおり。

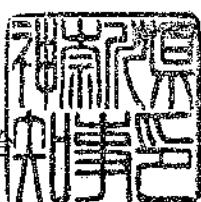
4 理 由

審理員意見書別紙1の4（2）工の第4段落の後に次のとおり加えるほか、審理員意見書別紙1「4 理由」に記載のとおり。

「なお、この冷蔵庫保有の必要性については、本件申請の時点が保護開始時から3か月を超えていたからといって直ちに否定されるものではない。」

令和3年6月7日

神奈川県知事 黒岩 祐治



審理員意見書

令和3年1月12日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県審理員 虎頭 俊之
神奈川県審理員 園川 真代

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第42条第2項の規定に基づき、審査請求人
が、令和2年■月■日付けで提起した処分庁 ■市福祉事務所長による同年
7月10日付け保護変更申請却下処分についての審査請求（令和2年度（審）第94号）の
裁決に関する意見を別紙のとおり提出する。

別紙において、個人名等を次のとおり呼称する。

- 1 審査請求人 ■を「請求人」という。
- 2 処分庁 ■市福祉事務所長を「処分庁」という。



別紙1

1 結論

本件処分は取り消されるべきである。

2 事案の概要

(1) 事案の概要

本件審査請求は、令和2年7月5日付けで請求人が行った、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護変更申請（以下「本件申請」という。）について、同月10日付けで、法第24条第9項において準用する同条第3項に基づき処分庁が行った同申請却下処分（以下「本件処分」という。）に対し、請求人がその取消しを求めて提起したものである。

(2) 本件に係る法令等の規定

別紙2のとおり。

(3) 前提事実

当事者間に争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実は、以下のとおりである。

ア 請求人は、■市内に居住する者であり、本件処分時において、処分庁により法に基づく保護を実施されている者である。

イ 処分庁は、法第19条第4項及び委任規則第2条第1号アの規定により、保護の実施機関である■市長から、法第24条第3項及び第9項の規定による申請に基づく保護の開始及び変更に関する事務の委任を受けた者である。

ウ 令和2年■月■日、処分庁は、請求人から、保護開始申請書を收受した。

エ 令和2年4月9日付けで、処分庁は、請求人に対し、同年■月■日を実施年月日として、法による保護を開始した。

なお、保護開始時において、請求人は、冷蔵庫を所有していなかった。

オ 令和2年4月16日、処分庁は、請求人から、保護変更申請書を收受した（以下、同申請書に係る申請を「申請1」という。）。

同申請書中、申請理由の欄には、「踏み台や調理器具購入のため（29,315円）」と記載され、次の商品に係るインターネット上の資料が添付されていた。

- ・圧力IH炊飯ジャー（5.5合炊き） 22,688円
 - ・踏み台 2,981円
 - ・キッチンツールスタンド 2,500円
 - ・泡立て器 1,146円
- （合計 29,315円）

同日、処分庁は、請求人から、家具什器費の支給上限額はいくらかとの質問を受け、支給上限額は29,600円であり、その範囲内であれば1度の申請でなく、分けて申請することもできる旨を説明した。

カ 令和2年4月21日付けで、処分庁は、請求人に対し、申請1について29,315円を支給する決定を含む内容の保護変更決定処分を行った。

キ 令和2年6月12日、処分庁は、請求人から、保護変更申請書を收受した（以下、同申請書に係る申請を「申請2」という。）。

同申請書中、申請理由の欄には、「砂糖・塩を保存する容器を買うため」と記載され、次の商品に係るインターネット上の資料が添付されていた。

・キャニスターSET（ソルト・シュガー） 2,640円

ク 令和2年6月16日付けで、処分庁は、請求人に対し、申請2について285円（支給限度額の29,600円から上記カの支給決定額29,315円を差し引いた額）を支給する決定を含む内容の保護変更決定処分を行った。

ケ 令和2年7月8日、処分庁は、請求人から、保護変更申請書を收受した（本件申請）。

同申請に係る申請書中、申請理由の欄には、「保護開始時に冷蔵庫を所有していないなかったため。盛夏、特に食品を保存する必要性が高いため。」と記載され、次の商品に係るインターネット上の資料が添付されていた。

・2ドア冷凍冷蔵庫 26,574円

コ 令和2年7月10日付けで、処分庁は、請求人に対し、本件申請について、「既に家具什器費の基準総額を支給済みのため」との理由により、保護変更申請却下処分（本件処分）を行った。

サ 令和2年■月■日付けで、請求人は、神奈川県知事に対し、本件処分の取消しを求めて本件審査請求を提起した。

3 審理関係人の主張の要旨

（1）請求人の主張の要旨

次の理由により、本件処分を取り消すとの裁決を求める。

ア 本件処分の通知書の却下の理由に「既に家具什器費の基準総額を支給済みのため」とあるが、請求人は、生活保護申請時に家具什器等を何も持っていないのであるから、家具什器費の支給は、特別基準額まで認められるはずである。保護申請時に家具什器等を何も持っていない者に対して、通常基準までしか支給しないという処分庁の判断は誤りである。

イ 平成27年から同28年まで、請求人が生活保護を受けたときにも、やはり最初は家具什器等を何も持っていないかったが、その時には特別基準額の家具什器費が支給された。今般の処分庁の対応は、その当時の対応との整合性を欠いており、なつかつそれを正当とする明確な根拠も認められない。

号
受
け
当
戻
支
す
申
て
て
見
れ
ン

ウ 請求人は今回、夏期を迎えるにあたり、食品を安全な状態に保つ必要があると考え、冷蔵庫の購入費用の支給を申請した。

単身者世帯の電気冷蔵庫の普及率は、2000年代には95%を超えており、電気冷蔵庫が、保有を認められるべき生活用品に該当することは明らかである。

また、それが保護開始時ではない状態は、家具什器費の支給要件の一つである「保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持ち合わせがないとき」に該当する。

冷蔵庫は、自炊することで食費を節約し、数日、数回にわたって分食するためにも必要不可欠であり、高温多湿時においては緊急性も認められる。

かかる要件について検討を行わず、本件申請を却下した処分庁の判断には、その判断に誤りがあると言わざるを得ない。

エ 処分庁は、「常温保存可能な食品の購入及び食品を保存せずに使い切るなどの工夫により対応可能であり、緊急やむを得ないと判断した」としているが、常温保存が可能な食品は限られており、そればかりを購入していれば食生活が偏り、健康に悪影響を及ぼすことは明らかである。

また、食品を保存せずに使い切ることで対応可能であるという主張は、食品の保存の必要性そのものを否定するものであり、本末転倒な意見と言わざるを得ない。

そもそも、盛夏において、冷蔵庫を全く使用せず、常温可能な食品ばかりを購入し、そうでないものは必ずその都度使い切るという生活をしている家庭があるとは到底考えられず、また、こうした生活は、現在の日本の文化的な生活水準に達していないことは明らかである。

オ 処分庁の主張は、現実離れしたものと言わざるを得ず、今般の請求人の購入費用についての支給申請は、冷蔵庫が、健康で文化的な生活水準の維持に必要な物品であること、当時の時節柄、食品を適切に保存できなければ、食中毒などのリスクが生じるという緊急性が認められることなどからすれば、何ら不合理な点はなく、極めて妥当なものであったと解されるべきである。

(2) 処分庁の主張の要旨

次の理由により、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

ア 請求人から3回に渡り家具什器費の支給について申請があり、申請1に対しては、支給限度基準額(29,600円)以内の金額であったため、全額支給の決定を行い、申請2に対しては、初回支給した金額と支給限度基準額との差額分を支給する決定をした。本件申請に対しては、既に支給限度基準額を超過していたため、これを却下する本件処分を行った。

イ 臨時の最低生活費(一時扶助費)の認定にあたっては、次官通知第7において、最低生活に必要な物品を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り認定するものとされている。さ

らに同通知においては、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が計画的に、順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては、十分留意する旨も記載されている。

ウ 家具什器費の支給にあたっては、局長通知第7_2(6)において、先に述べた次官通知第7に定めるところによって判断した結果、炊事器具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、29,600円の範囲内で支給して差し支えないとされており、さらに、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、47,100円の範囲内での特別基準を設定して支給して差し支えないとされている。

本件申請において請求人から申請があった、支給限度基準額を上回る家具什器費(冷蔵庫購入費)の支給について、次官通知第7に定めのある、最低生活に必要な物品を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に該当するかどうか、処分庁において協議、検討を行った。

エ 局長通知第7_2(6)において記載のある、炊事器具、食器等の家具什器の購入費用については、請求人からの2回に渡る申請に基づき緊急やむを得ないと判断し、支給限度基準額を支給した。冷蔵庫の購入については、請求人から申請書を受理した令和2年7月8日の状況からすれば、その必要性については処分庁としても認識していたが、今回は緊急やむを得ない場合には該当しないと判断した。盛夏の食品保存については、十分な配慮が必要と思われるが、常温保存可能な食品の購入及び食品を保存せずに使い切るなどの工夫により対応可能であり、緊急やむを得ない場合ではないと判断した。

オ 請求人からの家具什器費に係る支給限度基準額に関する照会については、令和2年4月16日の所内面談の際に処分庁の見解を示している(前提事実オ)。同日に受理した申請書及び同年6月12日に受理した申請書に基づき、支給限度額で家具什器費を支給した(前提事実オ及びク)。

カ 以上、本件処分は適切に執行されたものであり、何ら違法・不当なものではない。

4 理由

(1) 臨時の最低生活費(一時扶助費)について

経常的最低生活費(基準生活費、加算等)に対し、臨時の最低生活費(一時扶助費)は、出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要がある場合や、新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合等、最低生活に必要不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ないときに限り、臨時に認定するものであるとされ、被服費等の日常的諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が、計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては、十分留意することとされて

いる(次官通知第7-2)

(2) 本件処分の適法性について

ア 本件処分は、請求人が、冷蔵庫の購入費用について申請したところ、処分庁が、既に一時扶助の上限額 29,600 円を支給していること(前提事実及びク)を理由に却下したものである。

イ 本件処分の適法性について検討するに、冷蔵庫は、局長通知第7-2(6)アにいう「炊事用具、食器等の家具什器」に該当する。

「炊事用具、食器等の家具什器」を支給できる場合として同通知第7-2(6)ア(ア)ないし(オ)が掲げられており、このうち、(イ)ないし(エ)については本件の場合に明らかに該当しないが、冷蔵庫は「最低生活に直接必要な家具什器」に該当すると認められ(問答集問7-45参照)、請求人は保護開始時に冷蔵庫を所有していないことから(前提事実エ)、(ア)に該当する。

ウ 家具什器費の支給上限額については、局長通知第7-2(6)アにおいて、原則として「2万9600円の範囲内」とされているが、「真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、4万7100円の範囲内」において特別基準の設定があったものとして支給して差し支えないとされている。

エ 本件においては、保護開始時に最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとして、既に 29,600 円が支給されているから(前提事実及びク)、これを超える額の支給が認められるための要件である「真にやむを得ない事情」があるといえるかにつき、以下、検討する。

平成 26 年全国消費実態調査(総務省)によると、主要耐久消費財(冷蔵庫、洗濯機、テレビ、電子レンジ等)のうち、普及率が最も高いのは、単身世帯(96.6%)、2人以上の世帯(98.9%)のいずれにおいても冷蔵庫であり、現代の生活において最も必要性の高い家具什器のひとつである。

そして、法が保障しているのは最低限度の生活(法第1条)であるから、食費についていえば、被保護者は、少なくとも一定程度は自炊するなどして節約・儉約に努めることができると想定されているものと解される。そうすると、自炊する上では、野菜類・肉類等の生鮮食品、飲料、調味料等について保存が必要となることは明らかであり、被保護世帯において冷蔵庫を保有する必要性は特に高く、やむを得ないものといえる。

また、特に夏の時期においては、冷蔵庫で食品の保存ができないとなると被保護者の健康へ及ぼす影響も大きいといえ、この点でも冷蔵庫の保有を認めるべき必要性は高い。

以上のことから、本件申請については、原則としての支給限度額 29,600 円を超えて、47,100 円の範囲内まで支給を認めるに足りる「真にやむを得ない事情」があると認められる。

また、本件において47,100円まで支給すべきでない合理的理由も認められない。

この点、処分庁は、「盛夏の食品保存については、十分は配慮が必要と思われるが、常温保存可能な食品の購入及び食品を保存せずに使い切るなどの工夫により対応可能であり、緊急やむを得ないと判断した。」と主張する。

しかしながら、前述したとおり、冷蔵庫は、現代の生活において必要性が非常に高いうえ、また、いわゆる食べきり、使い切りを過度に求めると割高となり、逆に食費負担が増加して支給される保護費で生活することが難しくなる結果、最低限度の生活の維持が困難になると思われるから、処分庁の当該主張は採用できない。

オ したがって、本件において特別基準の設定を認めず、原則としての支給限度額29,600円を既に支給していることを理由に本件申請を却下した本件処分は、裁量権を逸脱又は濫用したものとして、違法である。

(3) 結論

以上のことより、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、本件処分は取り消されるべきである。

別紙2

ア 法

(この法律の目的)

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものと、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2・3 【略】

(基準及び程度の原則)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 【略】

(必要即応の原則)

第9条 保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。

(生活扶助)

第12条 生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの
- 二 移送

(実施機関)

第19条 (前略) 市長(中略)は、(中略)この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

- 一、二 【略】

2・3 【略】

4 前3項の規定により保護を行うべき者(以下「保護の実施機関」という。)は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

5~7 【略】

(申請による保護の開始及び変更)

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一 要保護者の氏名及び住所又は居所

二 【略】

三 保護を受けようとする理由

四・五 【略】

2 【略】

3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

4~8 【略】

9 第1項から第7項までの規定は、第7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。

10 【略】

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。別紙1において「次官通知」という。）

第7 最低生活費の認定

最低生活費は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別等による一般的な需要に基づくほか、健康状態等によるその個人又は世帯の特別の需要の相異並びにこれらの需要の継続性又は臨時性を考慮して認定すること。

1 経常的最低生活費

経常的最低生活費は、要保護者の衣食等日々の経常的な最低生活需要の全てを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであること。

2 臨時の最低生活費（一時扶助費）

臨時の最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要不可欠な物資を欠いていると認められる場合であつて、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定することである。

なお、被服費等の日常的諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が、計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては、十分留意すること。

(1) 出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要

(2) 日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時に生じた特別需要

(3) 新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要

ウ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。別紙1において「局長通知」という。）

第7 最低生活費の認定

（前略）

1 【略】

2 一般生活費

(1)～(5) 【略】

(6) 家具什器費

ア 炊事用具、食器等の家具什器

被保護世帯が、次の（ア）から（オ）までのいずれかの場合に該当し、次官通知第7に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、2万9600円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器（イ及びウを除く。）を支給して差し支えないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、4万7100円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器（イ及びウを除く。）を支給して差し支えないこと。

（ア）保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

（イ）単身の被保護世帯であり、当該単身者が長期入院・入所後に退院・退所し、新たに単身で居住を始める場合において（後略）

（ウ）災害にあい、災害救助法第4条の救助が行われない場合において（後略）

（エ）転居の場合であって、新旧住居の設備の相違により、現に所有している最低生活に直接必要な家具什器を使用することができず、最低生活に直接必要な家具什器を補填しなければならない事情が認められるとき。

（オ）犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属するものから暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

イ 暖房器具

【略】

ウ 冷房器具

【略】

エ 支給方法

【略】

(7)～(10) 【略】

3～10 【略】

工 生活保護問答集について(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。別紙1において「問答集」という。)

問7-45 家具什器費の支給対象品目

(問) 保護開始時、長期入院・入所後の退院・退所時等において、冷蔵庫、電子レンジ等の保護受給中に保有が容認される物品を保有していない場合、これらの物品を家具什器費の支給対象としてよいか。

(答) 日常生活に必要な物品については、本来経常的な生活費の範囲内で、計画的に購入すべきである。

冷蔵庫、電子レンジ等の保護受給中に保有が容認される物品を保護開始時に保有していなければ、一時扶助の支給基準である「最低生活に必要な物品を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合」に該当するか否かを個々の世帯の状況に応じて判断し、その結果、必要性及び緊急性が認められる場合には家具什器費を認定して差し支えない。

なお、必要性及び緊急性が認められない場合には経常的な生活費の中から順次購入していくべき足りるものであり、家具什器費を認定することは適当でない。

才 ■■市福祉事務所長に対する事務の委任に関する規則(昭和■年■市規則第■号。別紙1において「委任規則」という。)

(委任事務)

第2条 生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第4項(中略)の規定に基づき、次に掲げる事務を福祉事務所長に委任する。

(1) 生活保護法関係

ア 生活保護法第24条第3項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による申請に基づく保護の開始及び変更に関する事務。

ウ～テ 【略】

(2)～(6) 【略】

